

## 新座市地域包括支援センター業務委託応募に係る質問の回答

公 開 日	令和5年10月4日（水曜日）
-------	----------------

※ 質問は可能な限り原文どおりに掲載しているが、便宜上必要な箇所については、省略又は番号貼付等の加筆を行っている。

質 問
① (3) ウ(エ)の「市の会計年度職員の優先的な雇用を検討」について現時点で3専門職種の全ての職員が在籍しているのですか。また会計年度職員の雇用人数に制限はあるのでしょうか。
② 「保健師に準ずる者として」地域ケア・地域保健等に関する経験とは具体的にどのような経験でしょうか。高齢者施設の健康管理は該当しますか。
③ その他の職員配置について、雇用形態の規程はありますか。
④ 事務所の設置面積において規程はありますか。
回 答
① 令和5年10月1日現在、3専門職種については、保健師又は保健師に準ずる者が1名欠員となっています。職員の員数については、3専門職種を4名（3専門職種から各1名といずれかの職種から1名）及び指定介護予防支援事業従事者を3名の計7名です。それ以上の雇用及び配置はありません。
② 地域ケア、地域保健等に関する経験については、以下のような業務を想定しており、高齢者施設の健康管理については該当すると考えます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関での在宅生活につながる退院支援や地域連携に関する業務</li><li>・地域包括支援センターでの相談支援業務</li><li>・介護支援専門員、訪問看護、通所介護等の居宅サービスに関する業務</li><li>・特別養護老人ホーム等、高齢者福祉施設での相談支援業務</li><li>・保健所及び保健センターでの相談支援業務</li></ul>
③ 職員の雇用形態は原則常勤としています。ただし、指定介護予防支援事業所の営業中、常に利用者からの相談に対応できる体制を整えることができれば、非常勤職員も可としています。
④ 事務所の設置面積についての規定はなく、事業を行うために必要な広さの区画を有していれば問題ありません。